

## 懲戒処分を取り消しについて

公益財団法人日本体操協会（以下「当協会」という。）は、令和5年9月15日付で、武藤真也氏に対して、コーチ及び公認審判員の資格を6か月間停止する処分（以下「本懲戒処分」という。）を下しましたが、日本スポーツ仲裁機構における仲裁の結果、令和6年5月16日付で本懲戒処分を取り消しました。

武藤真也氏が選手に対して暴言を吐いたことを認めている事実がありますが、それ以外の本懲戒処分の事実認定の一部に不備があったこと及び武藤真也氏に対する弁明の機会の付与が十分ではなかったことから取り消しました。

当協会は、武藤真也氏が認めている選手に対して暴言を吐いた事実に対し、改めて適正な手続に基づいて処分を行うところですが、武藤真也氏は、実質的な制裁を受けていることに鑑み、今回は改めての処分を行わないことといたしました。

当協会は、今後懲戒処分の手続きの運用の改善に努め、適正な手続に基づいて処分を行うとともに、倫理規程違反が認められた場合には厳正な対処を行いますので、何卒よろしくお願いいたします。

令和6年5月22日

公益財団法人日本体操協会

会長・代表理事 藤田直志